

【町指定の工事店へ依頼しなかった場合】

- ・給水契約の申込みを拒むことや給水を停止する場合がございますので水道工事は町指定の工事店へご依頼ください。

以下、軽井沢町水道事業給水条例 抜粋

昭和38年9月30日条例第8号

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条

- 2 管理者は、給水装置が指定工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。